

県政経営会議資料
令和6年(2024年)8月27日
商工観光労働部
イノベーション推進課

滋賀県立テクノファクトリーの設置および管理に関する条例の一部を改正する
条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立テクノファクトリーについて、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立テクノファクトリーの設置および管理に関する条例（平成12年滋賀県条例第126号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。

滋賀県立テクノファクトリーの設置および管理に関する条例新旧対照表

旧		新	
本則・付則 省略		本則・付則 省略	
別表 (第7条、第16条関係)		別表 (第7条、第16条関係)	
区分	金額	区分	金額
工場棟	円 1 区画 1月につ き 204,000	工場棟	円 1 区画 1月につ き 200,000
会議室	1 時間につき 900	会議室	1 時間につき 900
多目的室	同 460	多目的室	同 460
注1・注2 省略		注1・注2 省略	